

ドイツ連邦最高裁判所の新判例— 「気候中立グミ」広告を差し止め

五反田法律事務所
弁護士 千葉恒久

気候ネットワークセミナー 2025年8月1日



ドイツ不正競争防止法(UWG)

(Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb)

第 3 条 不正な取引上の行為の禁止

(Verbot unlauterer geschäftlicher Handlungen)

(1) 不正な取引上の行為は許されない。

(2) 消費者に対して向けられ、又は行われた取引上の行為は、事業者としての注意に合致せず、かつ、消費者の経済行動に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、不正である。

第 5 条 誤認を惹起する取引上の行為

(Irrföhrende geschäftliche Handlungen)

(1) 消費者その他の市場参加者に対して、それがなければ行わなかったであろう取引上の決定をさせるおそれがある、誤認を惹起する取引上の行為を行った者は、不正に行為したものとする。

(2) 虚偽の表示を含む場合、又は次に掲げる事情について他の誤認を生むおそれがある表示を含む場合、取引上の行為は誤認を惹起するものとする。

1 入手可能性、種類、仕様、長所、リスク、構成、付属品、製造過程又は製造時期、引渡し又は提供、目的への適合性、利用可能性、量、性質、顧客サービス及び苦情処理手続、地理的な若しくは営業上の由来、使用によって期待される結果、商品若しくは役務について実施したテストの結果又は重要項目など、商品又は役務の本質的な特徴

2 ...

ドイツ不正競争防止法(UWG)

(Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb) ・ ・ ・ 続き

第 5a 条 不作為による誤認の惹起

(Irreführung durch Unterlassen)

(1) 消費者に対して次の重要な情報を提供しなかった者は、不正に行為したものとする。

1 消費者その他の市場参加者が情報を得た上で取引上の決定を行うために、その状況に応じて必要となる情報、かつ、

2 これが提供されていれば行わなかったであろう取引上の決定を消費者にさせるおそれがある情報

(2) 次に掲げる場合は提供しなかったことに該当する。

1 重要な情報を隠匿すること

2 重要な情報を不明確で、分かりにくく、又は多義的な方法で提供すること

3 重要な情報を適切ではない時期に提供すること

原審デュッセルドルフ上級裁判所判決-2023.7.6 - I-20 U 152/22

..... 「不作為による誤認の惹起には該当しない」

1 平均的な消費者の理解

- ・ 平均的な消費者は、「気候中立」が生産方法での排出削減だけでなく、クレジットの購入などの代償措置でも達成できることを知っている。
- ・ 製造やサービスでCO2を排出しないことが難しいことも理解している。
- ・ 広告には「気候パートナー」も表示されている。
- ・ 平均的な消費者は企業のCO2の収支上での中立を意味していることを理解している。

2 重要な情報を提供しなかったと言えるのか

- ・ 生産過程でCO2の排出をなくしたのか、CO2のクレジットの購入又は排出を削減するプロジェクトを支援することによるのかは、購入の判断にかなりの影響を及ぼし得るかもしれないが、
- ・ 消費者がQRコードかインターネットサイトにアクセスすればそれを知ることはできる。スペースが限られていることを考えると、重要な情報を提供しなかった、とまでは言えない

連邦最高裁判決 気候中立グミ判決(2024.6.27) (-I ZR 98/23)

① 環境関連の広告に特別に厳しい要求が課される理由

「原審は、環境関連の広告についての判断では特別な法的基準が妥当しなければならないことを看過している。」

「健康に関する広告では、確立した判例で、重要な保護法益であることに照らし、特別に厳しい要求が課されている。それは、誤認を惹起する広告が人々の危険と結びつくからである。」

健康に関する広告で、正確性、一義性、明確性についての厳しい要求がされる理由は、それだけでなく、消費者の価値判断において自分の健康が重要な意味を持ち、健康に関する広告はとくに効果的であるためである。」

「環境保護に関連する広告にも通常、同じことがあてはまる。」

- ・環境意識が高まっている
- ・人の感情に働きかける効果が大きい(健康から次世代への責任まで)
- ・「環境にいい」「エコ」の意味があいまいなことが多い
- ・ある面で部分的に環境適合的であることが多い

連邦最高裁判決気候中立グミ判決

② 環境関連の広告に適用される厳格な要件

「このような事情から、環境広告の分野では誤認の危険性が特に高く、使用される言葉や記号の意味と内容を消費者に知らせる必要性が高い。」

「したがって、誤認を招くような広告を避けるために必要な説明情報は、製品の種類や『環境へのやさしさ』の水準・程度に応じて個別事案で決定される厳格な要件に従わなければならない。」

「環境に関して不明確な言葉を用いる場合、上記の(厳格な)基準を満たすのは、どのような具体的な意味で用いられているのかが、広告の中で、一義的かつ明確に説明されているときに限られる。」

連邦最高裁判決気候中立グミ判決

③ 本件広告は法的な要求を満たしていない

「気候中立に導くうえで、CO2の排出削減と(収支上の)相殺は同じ価値を持つ措置とは言えないため、本件ではその説明が特に重要になる。削減は相殺に優先するという原則が妥当する。」

「原審は『気候中立』という言葉が多義的であることは正しく理解した。しかし、この言葉が使われた場面を考慮していない。広告では、被告企業ではなく、生産が気候中立であるとされている。」

- ・『2021年以降すべての製品が気候中立で生産されている』と書かれている
- ・「気候パートナー」の表示も(収支上の)相殺を意味しない。製造過程での支援もあり得る。

「消費者が自分で行動すれば(調べれば)相殺を意味することがわかる、ということは十分ではない。」

→正確性、明確性、一義性についての厳しい基準を満たさない。不実で誤認を惹起させる情報に該当する。

連邦最高裁判決気候中立グミ判決

④ 判決主文(原判決破棄・自判)

「被告に対し、取引上、

『2021年以降、すべての製品を気候中立で製造しています』

と述べること、又は／及び、

以下の広告を用いること



を、

秩序違反金を25万ユーロ以下及び秩序拘禁、又は、6カ月以下の秩序拘禁と定めたいえで、

中止するよう命ずる。」

不正な取引上の行為への対抗措置

【妨害除去／差止め請求権】

- ・取引上の不正な行為が繰り返される／おこなわれる危険

(故意過失は要件ではない)

- ・請求権者

競業事業者／認定経済団体(44団体)／認定消費者団体(51団体)／商工会議所等

- ・警告 → 中止誓約(違約金付不作為誓約)

↓

- ・訴訟

差止め／利益はく奪請求(不正な取引行為による利益を連邦に)



Gemeinsam gegen Greenwashing



Werbeversprechen einreichen & Umweltlügen aufdecken

Immer mehr Unternehmen zeigen sich – zumindest scheinbar – umweltfreundlich und nachhaltig. Doch statt ihren grünen Werbeslogans wirklich Taten folgen zu lassen, werden oft nur leere Versprechen auf Produkte gedruckt. Das Ergebnis? Verbraucherinnen und Verbraucher tappen in die Greenwashing-Falle, geben Geld für vermeintlich nachhaltige Produkte aus...

DUHによる広告中止請求（全109件）

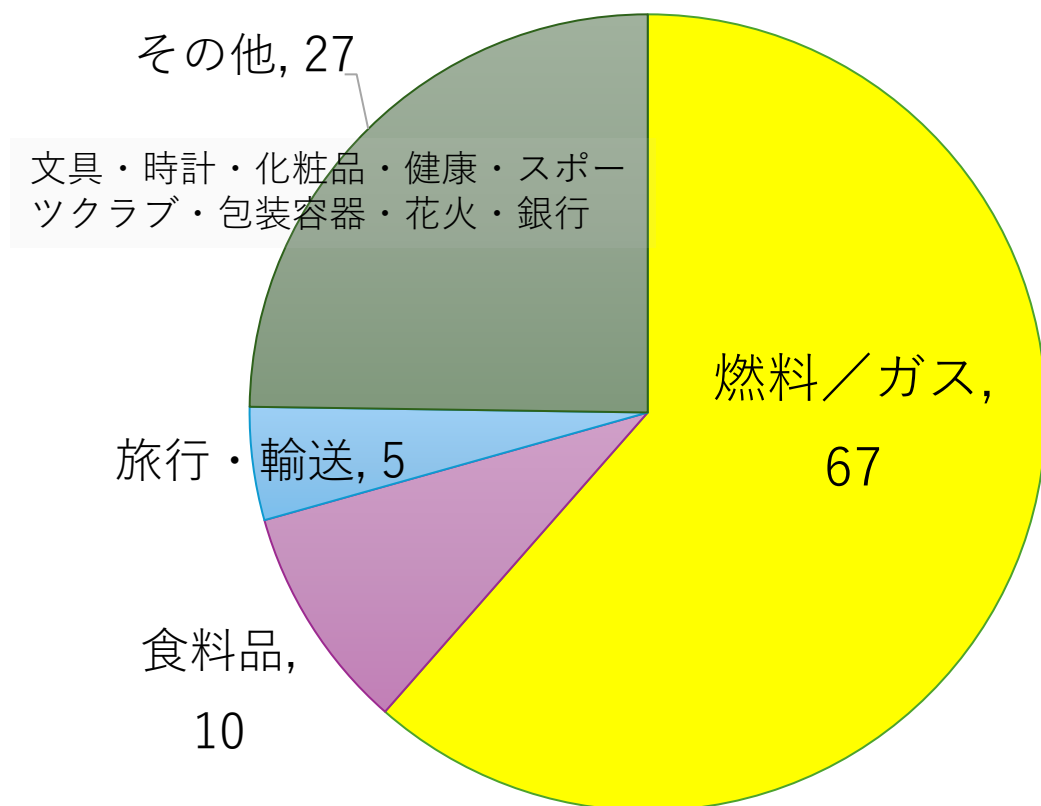
（2024年12月時点）

Übersicht der Verfahren des Deutsche Umwelthilfe e.V. zu Klimaneutralitäts-Werbeversprechen

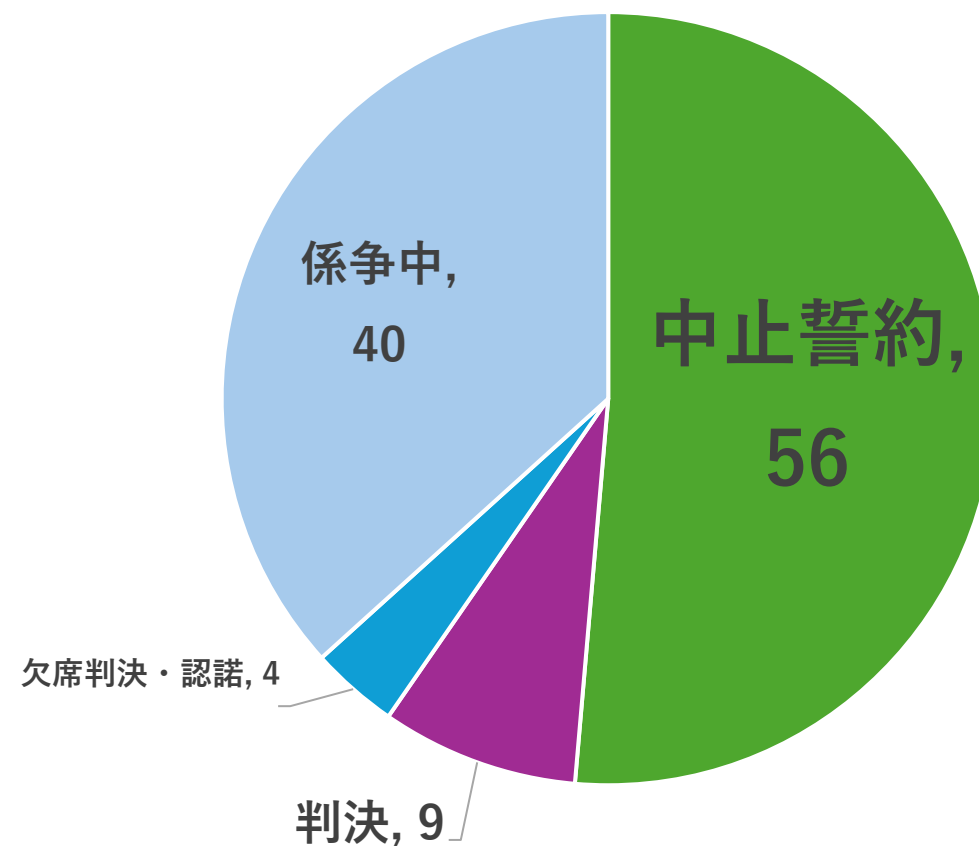
Firma	Ort	Bundesland	Status*	Produkt/Branche	Werbeaussage(n)	Zusatz
1. FC Köln GmbH & Co. KGaA	Köln	NRW	Abgeschlossen durch Abgabe einer Unterlassungserklärung	Fußballclub (Bundesliga)	„Im Jahr 2021 wirtschaftet 1. FC Köln erstmals klimaneutral“ „FC WIRTSCHAFTET SEIT 2020 KLIMANEUTRAL“	
1. Fußball- und Sportverein Mainz 05 e.V.	Mainz	RP	Abgeschlossen durch Abgabe einer Unterlassungserklärung	Fußballclub (Bundesliga)	„1. klimaneutraler Verein der Bundesliga“	
A. Wankmüller GmbH & Co. KG	Nufringen	BW	Laufend	Heizöl	„CO ₂ -kompensiert“ „klimakompensiert“	
A.W. Faber-Castell Retail GmbH	Düsseldorf	NRW	Abgeschlossen durch Abgabe einer Unterlassungserklärung	Schreibwaren	„Klimaneutrales Produkt“ „carbon-neutral product“ „Carbon neutral“ (ClimatePartner Siegel)	
ADIDAS AG	Herzogenaurach	BY	Gerichtsanhängig	Sportartikel	„Bis zum Jahr 2050 werden wir klimaneutral sein: adidas verpflichtet sich zu einer Reihe ehrgeiziger Ziele, die den Weg zu Klimaneutralität entlang unserer gesamten Wertschöpfungskette bis 2050 ebnen werden“	
Apple Distribution International Ltd.	Hollyhill, Cork, Irland		Gerichtsanhängig	Smartwatch	„Die Apple Watch ist unser erstes CO ₂ neutrales Produkt und damit ein Meilenstein auf unserem Weg, alle unsere Produkte bis 2030 CO ₂ neutral zu machen“ „Unser erstes CO ₂ neutrales Produkt ist da“	LG Frankfurt a. M.: 3-06 O 8/24
Aschaffener Versorgungs-GmbH	Aschaffenburg	BY	Abgeschlossen durch Abgabe einer Unterlassungserklärung	Erdgas	„klimaneutralen Erdgas-Tarif“	

DUHによる中止請求の対象と結果 (2024年12月時点)

広告物



請求の結果





ホーム > 搭乗クラス > グリーン運賃:

グリーン運賃：持続可能性のあるフライト運航



2050年までにカーボンニュートラルを実現。これは、ルフトハンザとルフトハンザグループが掲げた野心的な目標です。そして、どんな努力にも値する目標でもあります。この目標を達成するため、フライト運航による二酸化炭素排出をできる限り抑えたいと考えています。こうした取り組みには、燃料効率の高い新型航空機の導入、持続可能な航空燃料（SAF）の使用、運航効率の継続的改善などのオフセットや二酸化炭素削減対策が挙げられます。実現に向けたもう一つの成果として、ヨーロッパ全域ならびに一部の大陸間路線で、より持続可能な旅を可能にする新運賃「グリーン運賃」を導入しています。

<https://www.lufthansa.com/jp/ja/green-fare>

削減と相殺：グリーン運賃適用範囲

ヨーロッパ

Economy Green 運賃、ならびに**Business Green**運賃をお選びいただくと、持続可能な航空燃料（SAF）の使用により個別のフライトに伴うCO₂排出量の20%が削減され、残りの80%のCO₂が質の高い気候保護プロジェクトの支援により相殺される仕組みになっています。この削減20%と相殺80%の組み合わせは、欧州内フライトのグリーン運賃と確実に結びついており、より持続可能な空の旅を可能にします。



その他の地域

お客様のご旅行をさらに持続可能にするため、ルフトハンザグループが運航するさまざまな大陸間路線でグリーン運賃をご利用いただけるようになりました。

大陸間路線でEconomy Green、Premium Eco Green、Business GreenまたはFirst Green運賃のいずれかをお選びいただくと、持続可能な航空燃料（SAF）を使用することにより、個別のフライトに伴うCO₂排出量を10%削減することができます。残りの90%は質の高い気候保護プロジェクトの支援により相殺されます。

大陸間路線にてルフトハンザグループの航空会社の往復便に適用されます。ただし、日本と中国発着の予約、北米・中米を出発する便を除きます。



Economy Green 運賃、ならびに**Business Green**運賃
をお選びいただくと、持続可能な航空燃料（SAF）の使用により**個別のフライトに伴う CO₂排出量の20%が削減**
され、残りの**80%の CO₂が質の高い気候保護プロジェク**
トの支援により相殺される仕組みになっています。この削
減20%と相殺80%の組み合わせは、欧州内フライトのグ
リーン運賃と確実に結びついており、より持続可能な空の
旅を可能にします。

ケルン地方裁判所判決 - 2025.3.21 -84 O 29/24 (未確定)

-原告DUH／被告ルフトハンザ航空

「不正競争防止法5条1項にいう誤認を惹起する広告に該当する。」

- 消費者はお金を払うことで、自分のフライトに起因するCO2の排出が削減・相殺される、と示唆される
- 消費者には具体的に何がどれだけ相殺されるのかがわからない
- Q & Aでの説明は誤解を打ち消すには足りない

乗客がSAFの使用を購入すると、実際に搭乗するフライトでSAFが使われますか？

いいえ。必ずしもご搭乗のフライトにSAFが使用されるわけではありません。ルフトハンザ グループの燃料部門が一括してSAFを購入し、サプライヤーがそれを化石系ジェット燃料と混合した後、ウィーン空港など、各地の空港へ輸送します。

その後、航空機にSAFが投入されることで、二酸化炭素削減が実現します。ルフトハンザ グループでは、取得したSAFを、購入から6か月以内にグループのフライト運航に割り当ててることを保証しています。

まとめ（要点）

- 1 環境に関する広告では誤認を惹起するおそれが特に大きい
 - ・ 「環境にいい」「エコ」はもともと多義的→イメージが先行しがち
 - ・ 環境意識・危機意識が高まっている→広告の効果が大きい
- 2 「気候中立」という広告にも正確性、明確性（一義性）について厳格な要求が妥当する
- 3 必要な情報は当該広告の中で示されていなければならない

〈資料〉

連邦最高裁判決（2024.6.27）～グミ判決

<https://juris.bundesgerichtshof.de/cgi-bin/rechtsprechung/document.py?Gericht=bgh&Art=en&nr=138206&pos=0&anz=1>

ケルン地方裁判所判（2025.3.21）～ルフトハンザ航空判決

https://nrwe.justiz.nrw.de/lgs/koeln/lg_koeln/j2025/84_O_29_24_Urteil_20250321.html